

## 御所浦地区緊急集会声明

本日、私たちは、御所浦地区に住む水俣病不知火患者会（ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟原告）262名及び弁護団10名が参加して、緊急集会を開催しました。

私たちが求めているのは、正当な解決です。正当な解決でなければ、私たちが目指しているノーモア・ミナマタ（全ての水俣病被害者の正当な補償を通じて、二度と悲惨な公害を起こさせないこと）は実現しないからです。

正当な解決とは、次の三つを備えるものです。

### 1 責任に基づく解決であること

今回の解決は、チッソ、国、熊本県の責任に基づく解決であることが必要です。なぜなら、水俣病関西訴訟最高裁判決により、チッソだけでなく、国、熊本県の責任が確定したからです。

### 2 水俣病被害者としての解決であること

今回の解決は、水俣病被害者としての解決であることが必要です。なぜなら、司法判断によれば、行政認定基準に満たない者の中にも被害者がいることは明らかだからです。

### 3 三本柱（一時金、医療費、療養手当）の補償であること

補償は、一時金、医療費、療養手当の三本柱であることが必要です。なぜなら、補償は、水俣病被害者としての苦痛を償うものでなければならぬし、安心して治療を受けられるものでなければならぬからです。一時金については、司法判断が確定している以上、これを踏まえたものであるべきだと考えます。

与党水俣病問題プロジェクトチームは、解決案を検討していますが、私たちは、私たちの求めている正当な解決に合致するか否かで判断したいと考えています。

チッソは、行政認定された場合と判決で賠償義務が認められた場合以外は支払いに応じないと明言しています。このような状況下で、与党水俣病問題プロジェクトチームが一時金についてまで案を示しても解決には結びつかないばかりか、混乱するばかりです。一時金については、来春に出される予定の熊本地方裁判所の判決を待つべきと考えます。与党水俣病問題プロジェクトチームがそれ以前に案を出すとしても、三本柱の他の二つ（安心して治療を受けるための医療費、療養手当）につき、案を提示すべきであると考えます。これなら、チッソの同意は不要ですし、また、水俣病問題に係る懇談会がまとめた「国が恒久対策を取るべき」との提言にも合致するからです。

以上、緊急に表明します。

平成19年7月1日

水俣病不知火患者会及びノーモア・ミナマタ国賠等訴訟原告団  
御所浦地区緊急集会参加者一同

水俣病不知火患者会会長、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟原告団団長  
ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団団長